

北海道科学大学私費外国人留学生授業料減免規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）における私費外国人留学生（以下「私費留学生」という。）に対し、その経済的負担を軽減するため、授業料の減免について必要な事項を定める。

(対象留学生)

第2条 対象となる私費留学生は、本学の学部及び大学院の正規課程に在籍する外国人留学生で、経済的理由により修学が困難であると認められた者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は対象外とする。

- (1) 国費外国人留学生並びに外国政府派遣留学生
- (2) 出席日数を勘案し、学業継続の意志がないと認められる者
- (3) 学業成績及び性行不良で、成業の見込みがないと認められる者
- (4) 留年した者。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く

(減免生と減免金)

第3条 本学から授業料の減免を受ける留学生を「減免生」といい、減免した授業料を「減免金」という。

(申請)

第4条 本学の授業料の減免を受けようとする私費留学生は、学生支援センター長又は学生支援委員長を経て学長に申請書を提出しなければならない。

- 2 申請は、仕送り額が平均月額90,000円以下（入学金・授業料等は含まない）、又は在日している扶養者の年収が500万円未満の者とする。

(選考及び決定)

第5条 学部及び短期大学部減免生の選考は、第4条2項の経済状況を基に判断し、学生支援センター（短期大学部減免生は学生支援委員会）及び教授会の議を経て学長が決定する。

- 2 大学院減免生の選考は、第4条2項の経済状況を基に判断し、学生支援センター及び大学院研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(減免額)

第6条 減免金は、学則に定める授業料に減免率を乗じて得た額（100円未満切捨て）とする。

- 2 減免率は、30%とする。

(期間)

第7条 減免期間は、当該年度の3月31日までとする。ただし、引き続いて同様の取扱いを受けることができる。

(決定通知と誓約書)

第8条 減免生には決定通知書を交付する。

2 前項の決定通知を受けた減免生は、誓約書を提出しなければならない。

(適用の取り消し)

第9条 減免生で、次の各号の一に該当するときは、減免を取り消すことがある。

- (1) 傷い、疾病などのため、成業の見込みがないと認められたとき
- (2) 長期間にわたり欠席し、学業継続の意志がないと認められたとき
- (3) 学業及び性行が不良であると認められたとき
- (4) 学則に定める懲戒事項に該当したとき
- (5) その他、減免生として不適格と認められたとき

2 前項により、減免生としての適用を取り消された者は、減免金相当額を大学に納付しなければならない。ただし、前項(1)に該当する者については、納付を免除することができる。

(運用)

第10条 この規程の運用に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。